

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

おおわに

1月号
令和7年
(2025年)
No.756



今月のおもな内容

- ◆ 町長新年挨拶 2
- ◆ まちの話題 3
- ◆ まちのお知らせ 4
- ◆ 月替わりの掲載コーナー 14
- ◆ こちら警察・消防! 16、17
- ◆ おおわにかわら版 18、19
- ◆ 弘前大学生コラムコーナーなど 20

『住みたい・住み続けたい』

心豊かに暮らせるまちづくり

明けましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、町政運営に関しましては、特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し1年半ほど経過しましたが、今冬はコロナと季節性インフルエンザの同時流行も懸念されますので、手洗い・うがいなど基本的な感染対策をしっかりと行つて、健康を維持されるようお願いいたします。

なお、町では持続可能な医療提供体制の確保のため、病院から診療所に形態を変え、令和5年10月に町立大鰐診療所を開所しております。開所から早1年が経ちましたが、これからも町民の皆様が安心して暮らしていけるよう、地域の医療施設等との密接な連携のもと、皆様の健康を守り、生活に寄り添う医療を目指してまいります。

町では、年明け早々、大鰐温泉スキー場において中高生の県・東北スキー大会が開催されるほか、今年2月には全日本学生スキー選手権大会（インカレ）が本町及び岩手県八幡平市を会場に開催されます。全国各地から多くの選手・応援団が集まりますので、安全に大会運営できるように開催準備を進めているところです。昨季は記録的な少雪でしたが今年は良質な雪に恵まれることを願うものであります。なお、インカレは翌令和8年2月に開催する国スポ冬季スキー競技会のリハーサル大会でもあります。大会を成功させるためにも、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、近年の人口減少・少子高齢化の進行に加え、コロナ禍を経験したことによる生活様式の変化、国際的な資源価格の上昇や円安の影響等による長引く物価高騰など、これまで経験したことのない時代への転換期を迎えています。そのような中でも、町内の有

志らによる地域活性化イベントが企画・開催されるなど、町の活気を取り戻すため町民の皆様が地域活動に積極的に取り組まれていることを大変うれしく思っております。

行政需要が複雑多様化する中、町の財政状況は依然として厳しい状況ではあります。今後も国や県の方針や財政支援策等を注視しつつ、町振興計画や本年3月改訂予定のまち・ひと・しごと創生町総合戦略等に基づき、人口減少の克服、町の主産業である農業をはじめとする産業振興、防災対策の充実、地域公共交通の維持、デジタルの力を活用した利便性の高い行政サービスの提供など、本町の魅力を最大限に生かしつつ、町民の皆様の安全で安心な暮らしを維持し、そして将来にわたって持続的な地域経済の成長を支え発展につなげていくために、必要な対策をしっかりと実施してまいります。

課題は山積しておりますが、すべての町民の笑顔を守るため、これからも



「安全・安心」に「健やか」で「心豊か」な暮らしができ、また、町民一人ひとりが繋がりが大きな輪になることで、皆様が「温かい」と感じ、そして「住みたい、住み続けたい」と思っているだけのようなまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が町民の皆様にとりまして、健康で実り多い年となりますよう心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶いたします。

大鰐町長 山田 年伸



まるごと大鰐秋の感謝祭が開催されました

まるごと大鰐秋の感謝祭が、11月23日（土）、24日（日）の2日間、地域交流センター「鰐come」で開催されました。

大鰐温泉もやしや高原りんご等の農産物を買求める方、ステージショーや縁日等を楽しむ方で、両日大盛況でした。来場者からは「大鰐の高原りんごが食べてみたいと思って来た」、「子どもたちが楽しそうでよかった」という声が聞かれました。

ケッパレ！大鰐！！津軽あじらら会総会が開催されました

ケッパレ！大鰐！！津軽あじらら会が、12月1日（日）に東京都千代田区で開催されました。

当会は、ふるさと大鰐を愛し、町の発展、活性化に向けて活動することや、会員相互の親睦を図ることを目的に活動する団体です。

開催に先立ち、山田昇会長が「これから新会員を増やし、さらに大鰐町に寄与できるよう努めたい。」とあいさつを述べました。総会後には懇親会が開かれ、参加者同士大鰐談義に花を咲かせていました。

また、当会より町に寄附をいただきました。



新民生委員・児童委員委嘱状伝達式

新民生委員・児童委員委嘱状伝達式が11月8日（金）、町長室で行われ、虹貝・虹貝新田地区に山内郁子さんが配属されました。

山内さんは「町のためになればと思い、民生委員・児童委員を引き受けた。初めての経験なので、周りの方に聞きながら務めていきたい」と抱負を語りました。

民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、地域の安心・安全を支えています。

社会福祉法人北光会から寄附をいただきました

11月9日（土）、社会福祉法人北光会主催のジャズライブ「Owani Jazz Night」の今年最後のライブが、あずみ野デイセンターで行われ、県内外から多くの観客が訪れました。

毎年開催される同ライブでは、収益の一部が大鰐小学校と大鰐中学校に寄附されており、ライブ当日は同法人の小田桐磨理事長から両校の校長に目録が贈られました。

令和7年度住民参加型まちづくり事業 1次募集

住民団体が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します！

町では、住民団体が主体的に取り組む新たなまちづくり・地域づくり活動に対し、予算の範囲内において資金助成等によって支援します。

今年度も補助申請額が20万円を超えない団体については、書類審査のみとし、審議会でのプレゼンテーションが不要となります。まだ本事業を活用したことがない団体や、新しくまちづくり活動を始めたい方は、ぜひご活用ください。

(※本事業は令和7年度当初予算案が可決された場合に事業実施となります。)

1 対象事業

地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業など。

2 対象となる経費

対象事業を実施するために直接必要な経費で、次に定める項目とします。

| 項目 | 対象となる経費 |
|------------|---|
| 講師等謝礼 | 外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等 |
| 交通費 | 講師等への交通費、宿泊費 |
| 消耗品費及び原材料費 | 補助事業の実施に直接必要な消耗品費・原材料費 |
| 燃料費 | 作業等に必要の機材・車両等の燃料費 |
| 印刷製本費 | ポスター・チラシ、資料等の印刷代・コピー代など |
| 通信運搬費 | 周知・連絡等に要する郵便料等 |
| 保険料 | 参加者等に係る保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、車両・機械等の借上料 |
| 備品購入費 | 補助事業の実施に直接必要な備品購入費 |
| その他 | 審議会の意見を聴いて町長が必要と認めたもの ※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査 |

3 補助金の額

補助対象経費合計額又は50万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切り捨て）

4 募集期間及び事業の実施期間

▶募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月24日（金）

▶プレゼンテーション及び書類審査

令和7年2月中旬

※補助申請額が20万円を超えない団体については、書類審査のみとし、審議会でのプレゼンテーションは不要です。

▶事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

■お問合せ・申込先

募集要項、選考方法等詳細については、下記へお問合せください。

企画観光課企画係 ☎55・6561（内線238）

「おおわに応援商品券」の使用期限がせまっています！

「おおわに応援商品券」の使用期間は、令和7年1月31日（金）までとなっています。

使用しなかった商品券の払い戻しはできません。まだお手元にある方はお早目にお使いください。

商品券取扱店舗には、ポスター、ステッカーを貼り出しています。

◆商品券取扱店舗の皆さまへお願い◆

- ・使用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ・商品券の換金受付期限は、令和7年2月10日（月）となっております。期日までの換金手続きをお願いします。

■お問合せ 大鰐町商工会 ☎48・2335

久吉ダム水道企業団からのお知らせ

●冬期間の水道料金について

1月から3月までの冬期間は積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3か月分の平均使用水量を各月の使用水量とみなし、料金を算定して請求しております。なお、過不足が発生した場合は、4月以降に精算しております。

冬期間における水道料金等のご不明な点については、企業団までお問い合わせください。何とぞご理解とご協力をお願いします。

●水道の凍結について

冬期間の凍結による水道管の破損には、十分注意しましょう。

万が一漏水があった場合は当企業団が指定する給水装置工事事業者へ連絡し、修理してください。

※凍結防止のため少量の水を出したままにする方法については、軽減対象にはなりませんのでご了承ください。

指定給水装置工事
事業者はこちらを
ご覧ください



●水道使用の開始・中止について

水道の使用を開始・中止される場合、予定日の4から5日ほど前までに企業団までお問い合わせください。

■お問合せ 久吉ダム水道企業団 ☎48・2229

新型コロナワクチン接種を3月31日（月）まで延長します

令和6年度の新型コロナワクチン接種を令和7年3月31日（月）まで延長します。期限を過ぎてからの接種は全額自己負担となりますのでご注意ください。

●対象者

大鰐町に住所があり、接種日時時点で次のいずれかに該当する方

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級の方

●接種費用

3,000円 ※生活保護受給者は無料

●接種期限及び回数

令和7年3月31日までの間に1回

●指定医療機関

・町立大鰐診療所 ☎48・2211 ・おおわに内科クリニック ☎47・7111 ・小山内医院 ☎48・2415

・ゆのかわら医院 ☎47・6611

※医療機関に予約が必要です。

※町外の指定医療機関の接種期限は令和7年1月31日です。

●持参するもの

・本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証など）

・60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳

・生活保護を受給している方は医療受給証

●その他

・指定医療機関以外で接種した場合は、接種費用を払い戻します（上限あり）、予診票、領収書（予防接種名及び接種日が確認できるもの）、振込先口座の通帳を持参の上、保健福祉課⑧番窓口で手続きをしてください。申請期限は令和7年3月31日です。



■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

国民健康保険被保険者のみなさまへ

～今年度の特定健診はお済みですか？～

●特定健康診査（特定健診）とは

特定健康診査とは、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために行うものですので、積極的な受診をお願いいたします。

●受診状況・・・受診率 34.4%（令和6年11月27日現在）

●対象者

大鰐町に住所を有する青森県国民健康保険の被保険者のうち令和6年度中に40歳以上になる人です。ただし、病院等へ長期入院している人、障害者施設や介護保険施設等に入所している人などは除きます。対象者には、令和6年5月に黄色の受診券を送付しております。年度途中に資格を取得された方には、随時送付しております。紛失された方は、再発行しますので下記までご連絡ください。

●健診の内容・・・身体計測、診察、尿検査、血液検査、血圧測定、心電図検査などです。

●受診の方法

①集団検診・・・今年度は終了しました。（6月・7月・11月実施済み）

②個別健診・・・かかりつけの医療機関で受けられます。

受診できる医療機関の一覧は、受診券に同封していますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

受診の際は、必ず「受診券」と「被保険者証」又は「マイナ保険証」又は「資格確認書」を持参してください。

●受診の期限・・・令和7年2月28日まで

●料金・・・令和6年5月から令和7年2月まで、1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

～みなし健診についてのお知らせ～

●「みなし健診」とは

町の特定健診を受診しなかったが、職場健診等で受診した際の健診結果を町へ提出していただくことで、再度健診を受診するお体の負担を軽減し、特定健診を受けたこととみなす健診のことです。

●必要な検査結果項目

「みなし健診」には、下記の全ての結果が必要です。

①身体計測（身長・体重・腹囲）

②血圧

③尿検査（蛋白・糖）

④血液データ

【血中脂質】 中性脂肪 (TG)、HDL コレステロール、LDL コレステロール

【肝機能】 GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ -GTP

【糖代謝】 空腹時血糖またはHbA1c

⑤診断医師名 医師の診断

●ご協力いただける方は・・・令和6年度中に実施した健診結果の原本を役場④番窓口までご持参ください。ご協力いただいた方には、町指定ごみ袋（30L 10枚入）を進呈しております。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードの特急発行が始まりました

12月2日よりマイナンバーカードの特急発行が始まりました。特急発行は生まれて1年未満のお子様やマイナンバーカードを紛失した方やマイナンバーカードの機能が損なわれた方など利用する一定の条件があります。

手数料は2,000円となります。（マイナンバーカード再発行の特急発行1,800円＋電子証明書再発行200円）ただし、生まれて1年未満のお子様や災害など本

人の責めによらない紛失などの場合は無料となります。通常の申請から受取手続きの場合3週間程度の日数を要するところを、特急発行の場合は申請から受取までの期間は1週間程度となります。

特急発行制度に関する問い合わせは下記の電話番号までお願いします。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

大腸がん検診（追加）のお知らせ

今年度の検診は受けましたか。令和6年度複合検診は11月で終了しましたが、大腸がん検診のみ下記のとおり追加で実施しますので、受けていない方は受診しましょう。がんは早期発見・早期治療が大切です。年に1回は必ず検診を受けましょう。

●日程 令和7年

1月14日(火)、15日(水)、27日(月)、28日(火)

2月3日(月)、4日(火)、17日(月)、18日(火)

●受付時間 8時15分から17時00分まで

●料金 無料

●対象 大鰐町に住所を有する40歳以上の方

※今年度町の複合検診で大腸がん検診を受けた方や人間ドックを受けた方はお申込みいただけません。

●検査の流れ

①申し込む

いずれかの方法で希望日の1週間前までにお申し込みください。

・保健福祉課⑧番窓口

【二次元コード】

・電話 55・7149

・インターネット予約

(右記二次元コードから24時間受付)



②便を取る

採便キットと問診票を郵送します。2日分の便を採取してください。

③役場に提出

採便キットと問診票を保健福祉課⑧番窓口へ提出してください。

■お問合せ・申込先 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149 (直通)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証、マイナ保険証または資格確認書を使って治療を受けたときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。また、自損事故の場合も届出が必要です。

詳細については、以下までお問い合わせください。

○「医療費通知書」の送付について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために年1回送付するお知らせです。令和6年1月から同年12月診療分の医療費通知書は、令和7年2月末に発送します。

確定申告にご利用される方には、令和6年1月から同年11月診療分が記載された医療費通知書を発行することができますので、被保険者番号がわかるものをご準備のうえ、令和7年2月3日から設置するコールセンターへお問い合わせください。コールセンターの連絡先については、1月中旬頃に青森県後期高齢者医療広域連合HPに記載するほか、住民生活課国保年金係窓口に掲示します。

なお、確定申告に利用するための1年分の医療費通知情報は、令和7年2月9日（日）からマイナポータルでも取得可能です。

○後期高齢者医療保険料第7期（普通徴収）納付期限は令和7年1月31日（金）です。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563 (直通)

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

HP：<http://www.aomori-kouikirengou.jp/>

住民生活課（年金）だより

◆20歳になられた皆さんへ国民年金保険制度のお知らせ

国民年金は、老後や、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなので支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になった方には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせしています。（20歳の誕生日以前に厚生年金保険に加入している方には通知されません。）

○国民年金保険料と納付の種類

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの、令和6年度の保険料は16,980円です。

国民年金保険料については、現金・口座振替・クレジットカード・Pay-easyなどによる納付のほか、スマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が利用できます。

前納制度をご利用いただくと、毎月払よりも保険料がおトクになります。一番割引率が高いのは、口座振替の2年前納です。

・「付加年金制度」

定額保険料（16,980円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

※付加年金及び前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

○学生納付特例制度と免除制度・納付猶予制度

保険料の納付が経済的に難しい場合の手続きをご案内します

・「学生納付特例制度」

本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・「納付猶予制度」

学生ではない50歳未満で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

・「免除制度」

1号被保険者で、ご本人及び配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合や、失業した場合で納付が経済的に難しい場合などに所得に応じた保険料が免除される制度です。

■お問合せ 最寄りの年金事務所 ☎27・1339（弘前年金事務所）
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
住民生活課国保年金係 ☎0172・55・6563

「こころの相談会」を開設します

大鰐町では、財産・金銭・相続・親子関係・食欲がない・眠れないなど気になっていることに対して、司法書士・精神保健福祉士・保健師による総合相談を開設します。秘密は厳守いたしますので気軽にご相談ください。なお、相談に関しては無料ですが予約制となっておりますので、下記の申込締切日までに予約をお願いします。

●会場 大鰐町総合福祉センター

●日時 令和7年1月31日（金） 9時30分から12時

●相談時間・定員 相談時間は1名40分程度、定員は3名です。

●申込締切日 令和7年1月23日（木）

※申し込みは先着順とさせていただきます。定員に達し次第受付を終了いたします。

■お問合せ・申込先

保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

要介護認定を受けている方の障害者控除対象者認定申請について

大鰐町では障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険の要介護認定の資料等を基に障害者控除対象者であるかを確認し、対象と認められる場合には『障害者控除対象者認定書』を交付しています。所得税及び住民税（町県民税）の申告をする際に、この認定書を提示することで、本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除）の適用を受けることができます。

障害者控除を受けるためには

『障害者控除対象者認定書』の交付を希望される方は、申請書に必要事項を記入し、保健福祉課介護保険係（⑤窓口）又は郵送にてご提出ください。

なお、認定書は1週間程度で申請者へ郵送しますが、申請が集中した際などには遅れる場合があります。また、前年12月31日の時点で新規・更新・区分変更の申請中で結果が確定していない方は認定日以降の交付となります。

- 申請できる方 本人、親族又は法定代理人
- 対象となる人 ①前年12月31日の時点で65歳以上で大鰐町の要介護認定（要介護1から要介護5）を受けている方
※要支援1・要支援2は該当になりません
※申告対象期間の途中で死亡等により資格喪失した場合は当該日時点で判定
②下記の判定基準に該当する方
- 判定基準 認定の可否については、介護認定審査会の資料を基に判定します。判定基準に該当しない場合は、要介護1から5の認定を受けていても非該当となる場合があります。

| 認定 | | 判定基準 |
|-------|------------------|--|
| 障害者 | 知的障害者（軽度・中度）に準ずる | 次の①、②のいずれにも該当する者 ①要介護1から要介護3 ②認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡaからランクM |
| | 身体障害者（3級～6級）に準ずる | 次の①、②のいずれにも該当する者 ①要介護1から要介護3 ②障害高齢者の日常生活自立度がランクA1からランクC2 |
| 特別障害者 | 知的障害者（重度）等に準ずる | 次の①、②のいずれにも該当する者 ①要介護4又は要介護5 ②認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅣ又はランクM |
| | 身体障害者（1級、2級）に準ずる | 次の①、②のいずれにも該当する者 ①要介護4又は要介護5 ②障害高齢者の日常生活自立度がランクB1からランクC2 |
| | 寝たきり老人 | 常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること（6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態） |

■お問合せ

保健福祉課介護保険係 ☎ 55・6568（直通）

地域包括支援だより

オーラルフレイルにご注意ください

「フレイル」とは加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で「健康」と「要介護」の中間の状態を言います。その中でも、噛む・飲み込む・話すといった口腔機能が衰えることを「オーラルフレイル」といい、主に口の周りの筋力の低下や歯周病などが大きな原因です。食欲低下や低栄養の原因になるだけでなく、話す機能が落ちると人と話すのがおっくうになるなど人との交流が減る原因にもなります。自分の口腔機能が低下していないかチェックし、お口の体操を毎日行ってオーラルフレイルを予防しましょう。

◎**口腔機能チェック** チェックの数が多いほど口腔機能が低下している可能性があります

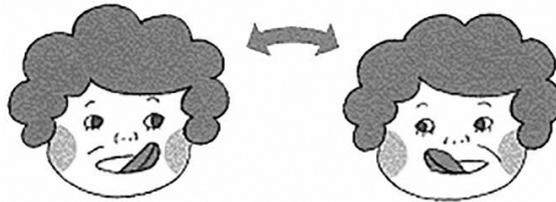
- | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 口が渇く | <input type="checkbox"/> 口臭がある | <input type="checkbox"/> 食べ物をこぼす |
| <input type="checkbox"/> うがいがうまくできない | <input type="checkbox"/> むせる | <input type="checkbox"/> 薬が飲みにくい |
| <input type="checkbox"/> 食事に時間がかかる | <input type="checkbox"/> しゃべりにくい | <input type="checkbox"/> 口の中に食べかすが残る |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい | <input type="checkbox"/> 痰がからむ | |

◎**お口の体操**

①**舌のストレッチ** (よく噛み、よく飲込めるように)



舌を「べーっ」と前に出す(3回)



出した舌を動かす(上下左右各3回)



舌をゆっくりと回しながら唇をなめる(3回)

②**唾液腺マッサージ** (口の渇きを防ぎ、唾液を増やす)

耳下腺

両耳の前を、親指以外の4本の指をそろえて後ろから前に向かって円を描くように10回マッサージをします。



顎下腺

耳の下からあごの下の柔らかいところを5箇所位に分けて親指で10回押します。



舌下腺

両手の親指で、あごの下を突き上げるように10回押します。



歌を歌ったり、声を出して本や新聞などを読むこともオーラルフレイルの予防になります。

不動産を相続したら相続登記をしましょう

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性がありますので、次の期間内に相続登記をしましょう。

- ・相続したことを知った日から3年以内
- ・相続したことを知った日が義務化前（令和6年4月1日より前）のときは、令和9年3月31日まで

不動産の所有者が亡くなられてから時間が経過するにつれて、相続人の方が増え、相続関係が複雑になり、相続がまとまりにくくなる場合がありますので、すみやかな相続登記をお願いします。

大鰐町に所在している不動産を相続登記する場合は、青森地方法務局弘前支局（登記所）で手続きをお願いします。

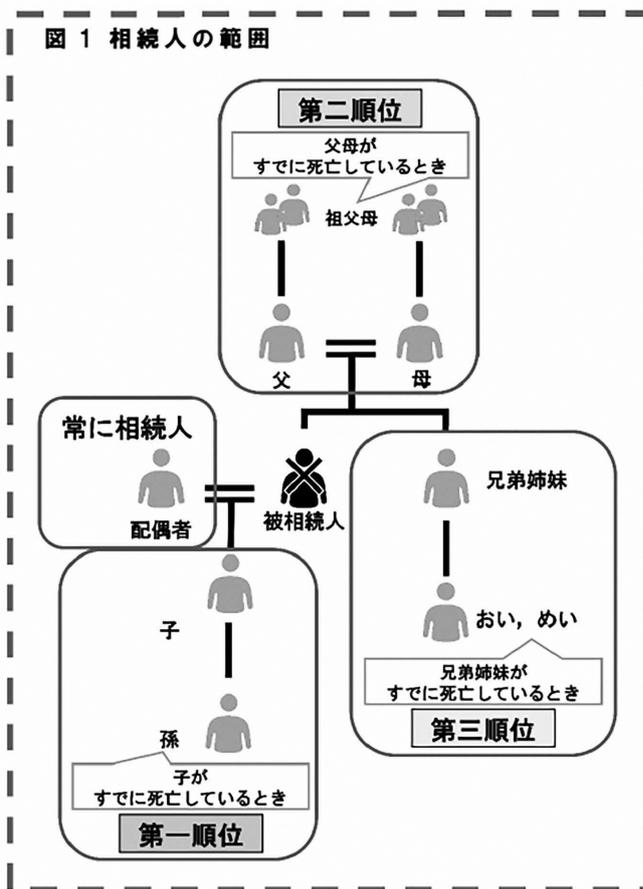
※「相続」は、所有者がなくなった時から発生します。



(例) 相続人の範囲 … 所有者の死亡年月日により変わることがあります。

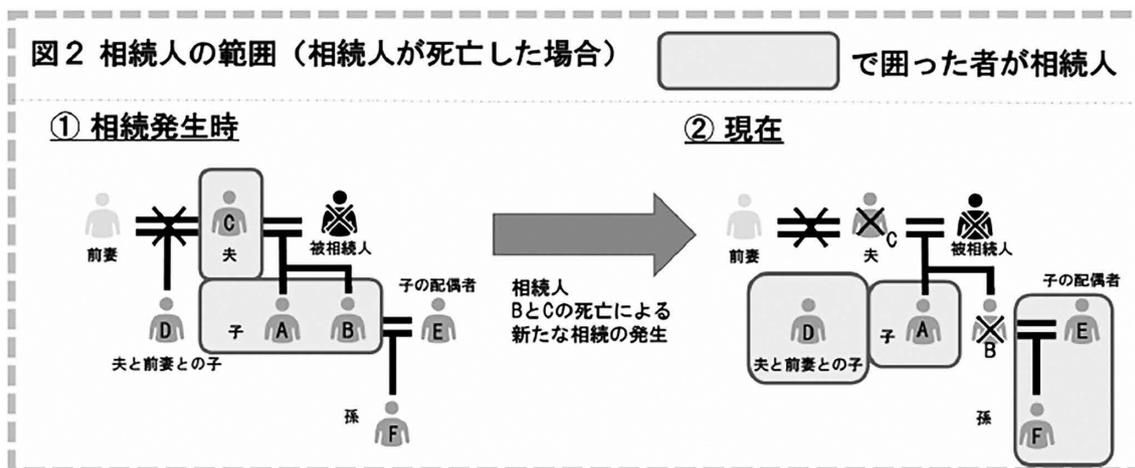
(図1) 基本的な相続人の範囲

配偶者は、常に相続人となります。そして、相続には図のように順番があります。



(図2) 新たな相続による広がり

相続発生時の相続人が、遺産分割がなされないまま死亡すると、相続人の範囲が当初より広がる場合があります（数次相続・再転相続）。



■お問合せ 青森地方法務局弘前支局 ☎26・1150（音声案内2番）
 税務課資産税係 ☎55・6562

【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】

- 売上等収入金額がわかるもの
- 必要経費となる領収書など

【一時所得のある方】

- 生命保険金等の受取に係る証明書など

【譲渡所得のある方】（不動産の売却、貴金属や書画を売却して利益を得た方）

- 売買契約書、特別控除適用に必要な証明書など

④各種控除を受けるために必要な書類

【医療費控除を受けたいとき】

- 医療費控除の明細書や領収書、医療費通知など
- 補てん金の額がわかるもの（生命保険から受け取った入院給付金や手術給付金など）

【障害者控除を受けたいとき】

- 身体障害者手帳などの障害の程度がわかるもの

【各種保険料の控除を受けたいとき】

- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書または領収書
- 社会保険料（国民健康保険税を含む）、国民年金保険料などの控除証明書または領収書

【寄附金控除を受けたいとき】

- 寄附金の受領書や証明書など

⑤所得税の納付申告をされる方で振替納税を希望する方

- 申告者の通帳（または金融機関名と支店名及び口座番号のわかるもの）
- 通帳の届出印

⑥所得税の還付申告をされる方

- 申告者の通帳（または金融機関名と支店名及び口座番号のわかるもの）

【注意！】 代理者口座は不可です。（準確定申告を除く）

3 申告相談日程を確認しましょう！ 日程表をみて対象地区・会場を確認しましょう

▶開場… 8時30分 ▶申告相談時間… 9時～15時

| 相談日 | 曜日 | 相談対象地区 | 会場 |
|--------|----|-----------------------|-------------------------------------|
| 2月 13日 | 木 | 全地区 給与・年金のみの方 | 大鰐町地域交流センター 「鰐 come」 (多目的ホール) |
| 14日 | 金 | 全地区 給与・年金のみの方 | |
| 17日 | 月 | 虹貝・虹貝新田 | |
| 18日 | 火 | 島田・早瀬野 | |
| 19日 | 水 | 唐牛（1～5）・駒木 | |
| 20日 | 木 | 唐牛（6～10）・駒ノ台・前田ノ沢・日の出 | |
| 21日 | 金 | 蔵館（1, 2, 3, 6, 7, 8） | |
| 25日 | 火 | 蔵館（4, 5 A, 5 B） | |
| 26日 | 水 | 元長峰・苦木 | |
| 27日 | 木 | 長峰・九十九森 | |
| 28日 | 金 | 三ツ目内 | |
| 3月 3日 | 月 | 居士 | |
| 4日 | 火 | 高野新田・折紙 | |
| 5日 | 水 | 八幡館 | |
| 6日 | 木 | 森山・鯖石 | |
| 7日 | 金 | 宿川原 | |
| 9日 | 日 | 全地区 | |
| 10日 | 月 | 大鰐（1～5 B） | |
| 11日 | 火 | 大鰐（6 A～7 A） | |
| 12日 | 水 | 大鰐（7 B～10） | |
| 13日 | 木 | 全地区 【上記期間中に来場できなかった方】 | |
| 14日 | 金 | 全地区 【上記期間中に来場できなかった方】 | |
| 16日 | 日 | 全地区 【上記期間中に来場できなかった方】 | |
| 17日 | 月 | 全地区 【上記期間中に来場できなかった方】 | |

※混雑を避けるために対象地区を設定していますが、相談者の都合の良い日にご来場ください。

令和7年度（令和6年分）町・県民税申告相談①

令和7年1月1日現在、大鰐町に住所があった方は、令和6年中の収入・所得などについて令和7年3月17日までに大鰐町に町・県民税の申告書を提出することになっています。

町・県民税の申告書は1月第4週の回覧で配布する「申告説明書」にあるほか、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町・県民税申告書を作成するための申告相談会を[3]の日程で開催します。申告相談会では町・県民税申告書のほか所得税の確定申告書の作成も支援します。

申告相談会場の開設期間は、2月13日（木）から3月17日（月）までです。

1 申告する必要があるか確認しましょう！ チェックがいたら、申告会場にお越しください

次の①から④に当てはまる方は申告する必要があります。

当てはまる項目にチェックマークをつけて確認してみましょう！

①給与所得者で次に該当する方

勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されない方（提出の有無は勤務先にご確認ください。）

年の途中で退職したため年末調整をしていない方

給与のほかにも収入がある方、または2か所以上に勤めて給与を受けた方

社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など勤務先の年末調整の際に出し忘れた各種控除がある方

★収入が給与所得のみで、勤務先が年末調整した給与支払報告書を町に提出する方は申告が不要です。

②年金所得者で次に該当する方

年金所得以外の所得がある方

収入が非課税年金（遺族年金、障害年金）のみの方

社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除がある方

★次の要件に該当する方は申告が不要です。

▶収入が公的年金収入のみの65歳未満の方で、年金収入98万円以下の方

▶収入が公的年金収入のみの65歳以上の方で、年金収入148万円以下の方

③事業所得などがある方

農業 営業 不動産 山林 一時（生命保険の一時金や賞金など） 配当

譲渡（不動産の売却、貴金属や書画を売却して利益を得たなど） 雑（原稿料や講演料、生命保険の個人年金など）

★所得がゼロの場合や収支が収入から経費を引いた所得が少額・マイナスの場合であっても申告が必要です。また、譲渡所得（不動産売却など）があった方で、特別控除を受けるためには、確定申告が必要です。

※申告書の作成に当たり、領収書等は集計の上、ご来場ください。

④休職・求職中であつたために収入がなかった方で

次のいずれかに該当する場合は申告しましょう

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方
⇒保険税及び保険料の算定資料となりますので、必ず申告をお願いします。

他の市町村に住んでいる方の扶養になっている方

④に該当する方は、3月18日（火）から4月18日（金）の間、役場税務課で申告を受付けます。

2 申告に必要なものをそろえましょう！ 必要書類等にをつけてみましょう

申告相談に行く前に、次の①から⑤までの申告に必要なものを確認し、チェックマークをつけてみましょう！

①本人 確認書類（代理人が手続きする場合は、代理人と申告者のもの）

マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は… マイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類が必要です。

②利用者識別番号（16桁の番号です）

利用者識別番号を取得した際にプリントアウトしたものや、税務署から送付される確定申告のお知らせ等、利用者識別番号が記載されている書類をお持ちください。

昨年度、町の申告相談会場で所得税の確定申告書を作成した方は、町で把握しているため不要です。

③収入・経費の分かる書類

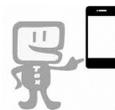
【給与所得者、公的年金などの所得がある方】

源泉徴収票（必ず原本が必要です）

令和7年度（令和6年分）町・県民税申告相談 ②

4 所得税の申告はスマートフォン・パソコン・タブレットで簡単に申告できます！

所得税の確定申告をする方は、それを基に町・県民税の計算を行いますので、町・県民税の申告が不要となります。所得税の確定申告は、スマートフォン・パソコン・タブレットを使うと確定申告書の作成から電子送信まで行うことができるため、好きな時間に好きな場所で確定申告をすることができます。



確定申告書等作成コーナー



確定申告を e-Tax で行う方法についての動画解説

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| <p>税務署への持参</p> <p>不要</p> | <p>印刷・郵送料</p> <p>不要</p> | <p>添付書類</p> <p>不要*</p> <p><small>※一部の書類は除きます</small></p> |
| <p>確定申告期間の利用可能時間</p> <p>24時間* いつでも</p> <p><small>※メンテナンス時間を除きます</small></p> | <p>還付金</p> <p>早期還付</p> | <p>3週間程度で還付！</p> <p>書面提出の場合は 1か月～1か月半程度で還付</p> |

5 相談時間の短縮にご協力ください！

相談時間短縮のため、次のことにご協力ください。

①医療費の領収書の仕分け

医療費控除の申告をされる方は、なるべく医療費通知書を持ってきてください。

領収書を持ってくる場合は、「受診した人 / 医療機関 / 調剤薬局」ごとに仕分けしてきてください。

②収入・経費の仕分け

申告していただく収入は、委託手数料や運賃手数料、協力金などの控除金額が引かれる前の額を合計してきてください。また、委託手数料や運賃手数料、協力金等は経費として申告していただくので、それぞれの合

計額を計算してきてください。

③必要書類は忘れずにお持ちください。

必要書類が不足している場合は、再度会場にお越しいただき、申告のやり直しをしていただきますので、ご確認の上、お越しくください。

令和6年分の所得税の確定申告書をご自身で税務署に提出する方は町への町民税・県民税の申告は不要です。

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場に移動します。
税務課窓口での申告相談はできませんのでご了承ください。

所得税・復興特別所得税の納期限及び町・県民税の申告期間は3月17日（月）まで

※3月18日（火）以降の所得税の確定申告についてはご自身で税務署へ郵送若しくは直接持参していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

■お問合せ 税務課住民税係 ☎55・6562（内線413・410）

統計調査にご協力ください（2025年農林業センサス）

農林水産省では、令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス」を実施します。農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいべきものです。

皆様のお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。



農林業センサス

■お問合せ 企画観光課企画係 ☎55・6561



行事予報



1 月

| |
|--|
| 6日(月) ○役場開庁日 |
| 15日(水) ○大鰐小・中学校始業式 |
| 18日(土) ○健康フェスタ in 鰐 come ~サイズダウンチャレンジ~ |
| 25日(土) ○文化財火災防ぎょ訓練 (大円寺) |
| 25日(土) ○三世代交流もちつき会 (総合福祉センター) |

2 月

| |
|---|
| 13日(木) ○町・県民税申告相談 (日程・会場はP12をご確認ください) |
| 18日(火)~23日(日) ○秩父宮杯・秩父宮妃杯 第98回全日本学生スキー選手権大会 |

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■ 11月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・高橋 楓 (蔵館5B)
- ・平 紘花 (大鰐7B)



おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・前田 スワ (93歳) 八幡館 | ・外崎 貞行 (85歳) 唐牛 |
| ・佐々木 レ子 (83歳) 鯖石 | ・成田 ミサ (88歳) 大鰐5A |
| ・幸山 信男 (81歳) 大鰐6A | ・成田 定正 (88歳) 大鰐10 |
| ・棟方 昇 (91歳) 大鰐6B | ・山口 マツエ (87歳) 虹貝 |
| ・山谷 登 (88歳) 島田 | ・水木 柁喜 (80歳) 蔵館1 |
| ・藤田 マツエ (95歳) 長峰 | ・工藤 昭子 (90歳) 大鰐9 |
| ・山中 信子 (94歳) 居土 | ・中嶋 カホル (91歳) 居土 |
| ・新田 アキエ (85歳) 大鰐7A | ・佐藤 清 (94歳) 大鰐7A |
| ・棟方正藏 (83歳) 居土 | ・吹田 寛造 (86歳) 駒木 |
| ・福津 富治 (93歳) 大鰐1 | ・石田 孝 (85歳) 唐牛 |

大鰐町の人口と世帯数 令和6年11月末日現在

| | |
|------|---------|
| 人口 | 8,259人 |
| 前月比 | -32人 |
| 男 | 3,795人 |
| 女 | 4,464人 |
| 平均年齢 | 57.5歳 |
| 世帯数 | 4,048世帯 |
| 前月比 | -1世帯 |

令和6年度全国統一防火標語

守りたい

未来があるから 火の用心



**甲種防火管理新規講習
該当する施設は受講を！**

◇とき◇

第3回 令和7年2月27日(木)・28日(金)
1日目…9時30分～16時10分
2日目…9時30分～16時20分
(2日間の受講が必要です。)

◇ところ◇

第3回
弘前市大字賀田一丁目18番地4
岩木文化センターあそべる「1階ホール」

◇定員◇

140名

◇申込み◇

令和7年1月27日(月)から1月31日(金)
消防本部予防課か最寄りの消防署・分署で受付しま
す。なお、申し込み受付期間内であっても定員になり
次第、受付を終了いたします。

◇受講料◇

講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購
入していただきます。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホー
ムページでも見ることができますのでご覧ください。

(<https://www.hirosakifd.jp/>)

■お問合せ 消防本部予防課 ☎32・5104

**ご自宅で火災を起こさないため
以下に留意してください**

- ・寝たばこはしない。灰皿に水を入れる。吸い殻は必
ず水に浸してから捨てる。
 - ・ストーブやヒーターは、布団や洗濯物など燃えやす
い物の近くで使わない。就寝時にスイッチを切る。
 - ・ガスこんろ周りに物を置かない。そばを離れるとき
は必ず火を消す。
 - ・コンセントは、たこ足配線をしなない。劣化した電気
コードを使用しない。
- 日頃から火災発生の予防が大事です!!

■お問合せ 東消防署南分署 ☎48・2108

■大鰐町内の火災・救急発生状況

(令和6年11月末現在)

| | 令和6年 | 前年比 |
|----|------|------|
| 火災 | 3件 | ±0件 |
| 救急 | 410件 | -12件 |

有料
広告



110番は事件・事故の緊急ダイヤルです!!

警察では、毎年1月10日を『110番の日』としています。110番をかけると県警察本部通信指令課の警察官が大事なことから順番に聞いていきますので、冷静に答えてください。

★110番通報のポイント★

- ①何があったか… 事故なのか、事件なのか
- ②どこでおきたか… いつ発生したか
- ③犯人は… 人相や服装、車のナンバー、逃げた方向など
- ④どんな状況か… 被害や怪我の程度、救急車は必要か
- ⑤あなたの名前、電話番号

令和5年度の黒石警察署管内の110番件数は約2800件で、そのうち約900件は不要不急のものでした。緊急性のない110番は、緊急、避難、事故の対応を遅らせる原因になります。急がない相談、問い合わせ、警察への意見要望は、警察安全相談電話『#9110』や最寄りの警察署、交番、駐在所へお願いします。

■お問合せ 黒石警察署 ☎52・2311

注意!! 「闇バイト」は犯罪実行者の募集です

●「闇バイト」とは

一般的に、報酬と引き換えに犯罪行為を行うこととされており、XやInstagramなどのSNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集しています。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます。

●一度でも「闇バイト」をしてしまうと

やめたいと思っても、応募のときに送った身分証明書から「家に行く」「家族に危害を加える」と犯罪組織から脅されて逮捕されるまでやめられません。逮捕されたあとに待ち受けるのは懲役や被害者への損害賠償です。もちろん犯罪組織は助けてくれません。「闇バイト」は使い捨てです。

●「闇バイト」に手を出さないために

「高額」「即日現金」「高額即金」「副業」「ハンドキャリー」「書類を受け取るだけ」「ホワイト案件」等、申込時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、「闇バイト」の可能性ががあります。楽しんで稼げるアルバイトは存在しません。

●「闇バイト」についての御相談は

今すぐ少年サポートセンターまたは最寄りの警察署に相談してください!

▶弘前少年サポートセンター（弘前警察署内）

☎35・7676

▶少年サポートメール

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

違法駐車はやめましょう

県内では降雪期を迎え、例年、積雪により道路が狭くなります。その中で違法駐車をすると、交通事故や交通渋滞の発生原因となるばかりでなく、救急車などの緊急自動車の通行や除排雪作業の妨害となるなど、県民生活に悪影響を及ぼします。

●放置違反金制度とは

放置駐車違反をした運転者が警察署に出頭せず、運転者への責任追及ができないときに、公安委員会が違反車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる制度です。

●車両の使用者とは

運行を支配し、管理する者をいい、通常は車検証の使用者欄に記載されている方を指します。

●車検拒否制度について

放置違反金が納付されないときは、督促状によって督促を行います。督促を受けた方は、納付が確認されるまで車検を受けることができません。

※納付後は改めて車検を受けることができます。

●放置違反金を納付しないと

放置違反金は税金と同様に必ず納付しなければならないものなので、督促を受けても放置違反金を納付しないときは、最終的に財産（現金、預貯金など）の差押えを受けることがあります。

除排雪中の事故を防止しよう

●令和5年度の雪害発生状況

発生件数 30件30人（-84件-83人）

死亡者 3人（-7人）

雪下ろし中に転落したものが最も多く、次いで除雪機に巻き込まれる、除排雪中に発病するものが多く発生しています。また、高齢者が多く被害に遭っています。

●雪下ろし中の転落事故防止

・「命綱やヘルメットをつける」「滑り止めの付いた靴を履く」などをして、転落防止に十分注意しましょう。

・転落時に備え、屋根の下などには雪を残して作業をしましょう。

・梯子の昇り降りは、梯子を確実に固定し転落事故防止に十分注意しましょう。

・除雪作業は、家族や近所の人にも声を掛けて、できるだけ複数人で行うようにしましょう。また、体調が悪い時などは無理をしないようにしましょう。

・軒下からの屋根の雪落としは、雪の下敷きにならないよう十分注意しましょう。

・晴れの日には屋根の雪が緩んでいるので、特に注意しましょう。

●除雪機による事故防止

・除雪機の点検や雪詰まりを取り除く時は、必ずエンジンを停止してから行いましょう。

・作業中には周りに人を近づけないようにしましょう。また、移動する際にも特に後進するときには後方や足下を確認するなど、自身や周囲の方に注意して作業しましょう。

・エンジンを掛けたまま除雪機から離れないようにしましょう。

講師・スクールサポートスタッフ募集

公立小・中学校において、令和6・7年度に児童・生徒の指導に当たる「講師（臨時的任用職員）」と教員に代わって教材の準備等を行う「スクールサポートスタッフ」を募集しています。

▽応募資格

●講師 小・中学校の教員免許状を所有している人

※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。

●スクールサポートスタッフ 資格等は不要

▽応募方法

ホームページ（二次元コード）に掲載している「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。



青森県教育庁中南教育事務所
☎32・4451

弘前税務署からのお知らせ

スマホ（又はパソコン）とマイナンバーカードを利用して、ご自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

なお、申告書作成会場では、ご自宅からと同様にご自身のスマホにより、ご自身で申告書を作成していただきます。

マイナンバーカード（カードの発行時に設定した暗証番号を含む）を所有の方は、お持ちいただくとともに、暗証番号の有効期限を必ずご確認ください。有効期限が切れていた場合は、更新手続きが必要となります。

所得税・消費税・贈与税確定申告書作成会場の開設

○開設場所

弘前市立観光館 1階多目的ホール
（弘前市大字下白銀町2-1）

○開設期間

2月17日（月）から3月17日（月）
《土、日、祝日を除く》

○開設時間

9時から16時

○注意事項

会場の駐車場は有料です。なお、駐車可能台数に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※入場整理券は会場での当日配付又はLINEによるオンラインでの事前発行があります。

※入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

弘前市立観光館 1階多目的ホール
（弘前市大字下白銀町2-1）
☎32・0331（自動音声「2」番）

個人住民税の特別徴収の進について

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法の規定により、給与支払いの際、「個人住民税の特別徴収」を行うことが義務付けられています。

このため、県と県内全市町村では、個人住民税の特別徴収の完全実施を進めており、原則として全ての事業主の方に特別徴収を行っていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の取組全般（中南地域）については左記問合せ先へ、手続き等については従業員の住所の市町村へお問い合わせください。

○個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。

なお、個人住民税の特別徴収は、市町村が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。また、従業員が自分で納付する「普通徴収」に比べ納め忘れがなく、1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）など、従業員にとって大変便利な制度となっております。

中南地域県民局県税納税管理課
☎32・4341

女性のための女性司法書士による無料法律相談会の実施

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。法律家に相談しにくかった皆様、女性なら聞いてもらえる、話せる、と思っておられる皆様、是非この機会をご利用ください。

●日時
3月1日（土）10時から15時

●電話相談
相談専用電話 017・752・0440
（当日のみ・通話料は相談者負担）

●面談相談
先着3名の予約制
予約受付 017・776・8398
予約受付期間 2月17日（月）9時から21日（金）17時まで

※予約受付期間中でも、予約枠が埋まった場合は受付終了となります。

●主催
青森県司法書士会

●相談員
女性司法書士

※相談は無料ですが具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

青森県司法書士会（青森市長島3-5-16）
☎017・776・8398
☎017・774・7156

「相続登記はお済みですか」月間「無料相談実施

青森県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記の手続きを促す啓発活動の一環として、相続登記に関する無料相談会を実施しております。相談期間等は次のとおりです。

●相談内容
相続登記に関すること

●相談期間

2月1日から28日(土・日・祝日は除く)

●相談場所

青森県内の各司法書士事務所

※事前に相談のご予約をお願いします。

●費用

初回相談無料(2回目以降や具体的な手続きは有料)

☎青森県司法書士会

☎017・776・8398

☎017・774・7156

宮下知事と対話する「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が向いて県民の皆さまの声を聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

●対象

県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

●募集期間

2月14日(金)から2月28日(金)

●実施期間

4月21日(月)から6月29日(日)

●応募方法

専用応募フォームから申込

県庁ホームページ↓



☎青森県総務部広報広聴課

☎017・734・9138

令和7年度訓練生募集

青森県立障がい者職業訓練校では、次のとおり令和7年度訓練生を募集しています。

●募集概要

【デジタルデザイン科】【OA事務科】

・募集定員 各科15名

・募集期間 1月6日(月)から31日(金)

・入校試験日 2月7日(金)

・試験方法 職業適性検査・面接

・対象者 知的障がいのない方

・訓練期間 1年間(4月から翌年3月)

【作業実務科】

・募集定員 10名

・募集期間 1月6日(月)から31日(金)

・入校試験日 2月7日(金)

・試験方法 適正検査・面接(保護者同伴)

・対象者 知的障がいのある方

・訓練期間 1年間(4月から翌年3月)

●試験会場

青森県立障がい者職業訓練校

(弘前市緑ヶ丘1-9-1)

●合格発表

2月21日(金) 9時

☎36・6882

☎青森県立障がい者職業訓練校訓練課

☎36・6882

農家民宿・民泊を開業し、観光客を受け入れてみませんか

【新規開業者向け研修会の開催】

県では、農山漁村に宿泊して、食事や農

作業などの地域資源を活かした体験を楽しむ「農泊」を通じ、国内外の観光客を受入れてきました。

近年は、こういった体験や、地域の方々の交流を目的に、国内外からの観光客が増加しています。

研修会では、農家民宿や民泊の開業に必要な関係法令や、実際に取り組んでいる方の体験談を紹介します。

農業者以外の方も取り組むことができるので、興味のある方、人との交流が好きな方、どなたでも是非御参加ください。

●日時

2月14日(金) 13時15分から15時

●場所

青森県武道館第二・第三会議室

(弘前市豊田二丁目3)

●申込方法

電話または参加申込書(メール等)による申込み

※参加申込書は二次元コードからダウンロードできます。



☎nousonkassei@pref.aomori.lg.jp

☎017・734・9534

☎青森県農林水産部構造政策課

わが家のめごこを募集します

★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？(3月号掲載)

●対象

令和7年1月から3月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

●掲載内容

お子さんの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内名のみ)

●応募方法

①お子さんの写真データ1枚(5MB以内)

②お子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別・住所(町内名のみ)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(お子さんに向けてのひと言など)を記入したもの

◎①、②を2月7日(金)【※必着】までにご応募ください。Eメールでの応募の際は、件名に『子どもの写真』と記入をお願いします。

※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると掲載できない場合がありますので、ご注意ください。

1月～3月に1歳の誕生日を迎えるお子さんを募集します。

今回は3月号への掲載となります。

■お問合せ・ご応募先 大鰐町総務課広報担当 ☎48・2111(代表) Eメール koho@town.owani.lg.jp

弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生 大鰐未来づくりプロジェクト」 弘大祭に出展しました！！

今年度、町職員及び弘前大学生による意見交換等を通して、町の未来を考える弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生 大鰐未来づくりプロジェクト」を実施しております。

10月19日（土）、20日（日）には、本プロジェクトや町のPRを目的として弘大祭に出展しました。

PR活動には、町職員や学生の他に、大鰐中学校の生徒も参加し、お客様からは「大鰐に観光に行きます」「町一丸となってPRしているのが伝わる」といった声をいただきました。

町の自慢である大鰐温泉もやしを使用した弁当や、おおわに焼きは即完売となり、会場一帯は無料で配布した大鰐温泉もやしバルーンを持つ人でいっぱいでした。



弘前大学生コラムコーナー

第7回目テーマ 裏方の重要性

4月から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生 大鰐未来づくりプロジェクト」より、7月号から月1回、弘前大学生が大鰐町を見て、触れて、感じたことについてのコラムコーナーがスタートしました！

第7回は、杉本 恭輔（すぎもと きょうすけ）さんが町のイベントに参加した際に感じたことを語ってくれます！

皆さんこんにちは。弘前大学人文社会科学部2年生の杉本恭輔です。今回のテーマは裏方の重要性です。11月23（土）、24（日）に大鰐町で開催されたまると大鰐秋の感謝祭にスタッフとして参加しました。主な業務は駐車場での車の誘導、縁日の補助、もやっぴーの誘導でした。これらの業務は決して目立つものとは言えません。しかし、表に立つ人や活動が円滑に進むようにサポートし、お祭り全体の成功を実現するためにはとても重要な存在であったと改めて気付きました。裏方は目立つことが目的ではないため重要性が見過ごされがちです。とはいえ私たち裏方がいなければ今回の感謝祭は成り立たなかったと私は考えます。今回の感謝祭で私が一番裏方のやりがいを感じた駐車場の誘導係について書こうと思います。駐車場内では歩行者と車両が常に入り交じっています。そのため誘導係が案内することは駐車場で事故や混乱を未然に防ぎ、歩行者と運転者がともに安心できるような存在だと思いました。限られた場所を最大限活用し車両の順序や位置を適切なところに誘導することは参加者の満足度を高め、今回の感謝祭の成功につながったと思います。

駐車場の誘導係は目立たない存在かもしれませんが、安全性や効率性を損なわないために重要な役割です。以上から私たち裏方の価値は目に見えない部分にあると思います。今後は裏方の重要性についてより考えを深めたいです。



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

めぐみの秋に感謝の意を込め、まると秋の感謝祭で行った餅つきでの1シーン。「よいしょー！よいしょー！」といった餅つき定番の掛け声と、楽しそうな子どもたちの声に心が躍り、シャッターを切りました。みんな笑顔で楽しそうなこの時間は、私の心に残る素敵な思い出となっています。



広報おおわに No.756
令和7年1月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HP



大鰐町LINE